

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所 第2委員会室	
		担当職員 三宅	
日 時	平成26年12月12日(金曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 54 分
出席委員	◎齊藤 ○中澤 福井 馬場 小島 菱田 日高 湊		
出席理事者	【産業観光部】山田部長、内田農政担当部長、【ものづくり産業課】野々村課長、【観光戦略課】松本観光企画係長、【農林振興課】堤課長、【国営事業推進課】谷口課長、上田事業担当課長、【農業委員会事務局】神崎事務局長、永田次長 【まちづくり推進部】古林部長、橋本土木担当部長、【都市計画課】森課長、山内主幹、【都市整備課】伊豆田課長、【土木管理課】柴田課長、仲田用地担当課長、【建築住宅課】中西課長 【上下水道部】大西部長、中井事業担当部長、【総務・経営課】西田課長、人見経理係長、【お客様サービス課】荻野課長、【水道課】石田課長、畑事業・計画担当課長、【下水道課】阿久根事業・計画担当課長		
出席事務局	阿久根副課長、三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員1名(西村)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（齊藤委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局）

3 議案審査

〔上下水道部入室〕

・上下水道部長あいさつ

・第6号議案 平成26年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第1号）

・総務・経営課長説明

〔質疑〕なし

～10:15

・第7号議案 平成26年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

・総務・経営課長説明

〔質疑〕

＜馬場委員＞

お客様サービス課の業務内容における特徴は。

＜上下水道部長＞

ワンストップサービスをめざし、26年度からは、水道課給水係の担当する給水申請業務と営業課料金係の業務を統合して、お客様サービス課として組織改編した。1階での来庁者手続きをそこで完結できるようにしている。また水道料金センターに委託している検針、料金徴収業務もお客様サービス課の所管である。

～10:26

・第3号議案 平成26年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

・水道課長説明

[質疑]

＜福井委員＞

前年度繰越金の減額について説明を。

＜総務・経営課長＞

今回は減額補正であることから、繰越金も一般財源の扱いとしているので、財源調整したものである。

＜福井委員＞

全体として減額するにあたり、前年度繰越金で調整したということか。＜了＞

＜馬場委員＞

電気料金増の傾向に対しての検討は行っているのか。

＜上下水道部事業担当部長＞

川東浄化センターにおける太陽光発電は一つの事例であるが、電気使用量の大きな処理場等の施設での自然エネルギー活用は課題である。施設の設備投資にかなりの補助金を投入していることから、その施設での売電は運用上困難な面がある。

～10:36

・第4号議案 平成26年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

・下水道課事業・計画担当課長説明

[質疑] なし

～10:40

[上下水道部退室]

[産業観光部入室]

・産業観光部長 あいさつ

・第1号議案 平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）
産業観光部所管分

[質疑]

<馬場委員>

P29、都市・農村交流事業経費の補助金200万円増に係り、京都府の「京野菜ランド拡大・強化事業補助金」として、歳入では府支出金50%と説明されたが、200万円は100%府の事業ではないのか。

<産業観光部長>

地元主体で直接府から補助を受ける事業であり、全体としては400万円の事業である。そのうち、50%分の200万円を一旦市で受けて、そのまま地元に補助する内容である。

<湊委員>

6次産業化促進事業経費の補助金60万円増に係り、これはどのような時に受けられる補助金なのか。

<農林振興課長>

京都府の「明日の京都村づくり」事業で、現在、旭町の「なごみの里あさひ」において認定を受けているが、認定を受けるためには、計画書を提出して申請してもらう必要があり、一定時間がかかるものである。3カ年事業であり、今回は「なごみの里あさひ」に対する補助分である。

<湊委員>

申請を出せば通るものなのか。

<農林振興課長>

本来は、全体計画に基づくものであるが、いきなり申請するものではなく、相談・協議を重ねながら進めている。

<中澤副委員長>

当初の全体計画に農家レストランは含まれていたのか。

<農林振興課長>

当初はなかったと思われる。

<西村議員>

中山間地域等直接支払推進事業補助金に係り、中山間地域において農地・水関連と重複して補助金を受けることができるのなら、中山間地域においてもっと補助金を受けられるようにすべきではないか。

<産業観光部農政担当部長>

中山間地域等直接支払は、法指定を受けている地域でないと受けられない。

～11:07

・第19号議案 亀岡市総合農政計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

・農林振興課長説明

[質疑]

<菱田委員>

条例の新旧対照表の該当箇所に誤りが見受けられる。

<齊藤委員長>

修正するように。＜了＞

＜馬場委員＞

これまでの議会選出枠2名分を補充する考えは。

＜農林振興課長＞

現在、委員10名で構成しているが、8名でも十分審議は可能と考えている。

～11：11

・第20号議案 亀岡市耕地事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

・国営事業推進課長説明

[質疑]

＜馬場委員＞

現行規定による不具合はあったのか。

＜国営事業推進課長＞

これまでの分担金等は全て完納いただいている。

～11：15

・第24号議案 財産の取得について

・ものづくり産業課長順次説明

[質疑]

＜馬場委員＞

イギリス村は賃貸を希望されているようであり、メガソーラー事業者への一括売却を方針とすることに危惧している。関西電力はメガソーラーを買い取らないと言っており、一括売却により荒地になってしまうおそれがある。それぞれに賃貸とする方針への考えは。

＜ものづくり産業課長＞

現時点で2業者にそれぞれ地区別に賃貸契約を結んでおり、財産取得後も市においてそれを引き続き継続する予定である。売却となる場合は、境界の関係もあり、423号による要件も異なるため、一体利用が図られるのであれば、一括売却が望ましいと考えている。

＜馬場委員＞

それぞれの面積は。

＜ものづくり産業課長＞

公簿面積であるが、メガソーラー事業者側で約8万9千㎡、イギリス村側で約1万3千㎡を貸し付ける予定である。

＜産業観光部長＞

それぞれを合計した場合、今回の購入面積に差が生じるが、それは真ん中に市で所有する進入路の面積分である。

～11：20

・第 25 号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

- ・国営事業推進課長説明

[質疑] なし

～ 11 : 23

[産業観光部退室]

[休憩]

[まちづくり推進部入室]

11 : 26

- ・まちづくり推進部長あいさつ

・第 1 号議案 平成 26 年度亀岡市一般会計補正予算（第 4 号）
まちづくり推進部所管分

- ・所管課長順次説明

11 : 38

[質疑]

<福井委員>

P 39、緑花推進経費増の都市緑花協会への補助金増は市単費か。

<都市整備課長>

そのとおりである。基金を充当する部分もある。

<福井委員>

人勧に準拠した人件費増まで、市が負担すべきなのか。

<都市整備課長>

都市緑花協会補助金交付要綱に基づいて補助するものであり、緑花協会の運営と活動に要する経費について、予算の範囲内で補助することとしている。

<馬場委員>

P 37、河川維持経費増に係り、河川区分による責任分担は。

<土木管理課長>

亀岡市が管理している河川は準用河川、普通河川であり、それ以外の 1 級河川については、京都府の管理である。

<馬場委員>

今回対象となる箇所は。

<土木管理課長>

修繕 28 箇所、委託 3 箇所の計 31 箇所である。

～ 11 : 40

・第 21 号議案 亀岡市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- ・都市計画課長説明

[質疑] なし

～ 11 : 43

・ 第 22 号議案 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の制定について

・ 建築住宅課長説明

[質疑] なし

～ 11 : 45

[まちづくり推進部退室]

4 討論～採決

[討論]

<馬場委員>

第 24 号議案に反対。一括売却を急がないことを確認したが、最終的には一括売却の方向であり、十数億円で購入し 1 億余りで売払うのは非常に問題である。やはりずっと貸し付けておくべきであり、また、本市で生み出す自然エネルギーは、都会に売り渡すのではなく、市内循環型の方向で考えてほしい。

[採決]

第 1 号議案 平成 26 年度亀岡市一般会計補正予算（第 4 号）所管分

可決・全員

第 3 号議案 平成 26 年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 4 号議案 平成 26 年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 6 号議案 平成 26 年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 7 号議案 平成 26 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 19 号議案 亀岡市総合農政計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

第 20 号議案 亀岡市耕地事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

第 21 号議案 亀岡市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

第 22 号議案 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

第 24 号議案 財産の取得について

可決・多数（反対：馬場委員）

第 25 号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

可決・全員

〔指摘要望事項〕 なし

<齊藤委員長>

委員長報告の作成については正副委員長に一任願う。＜了＞

6 その他

（１）議会だよりの掲載事項について

<齊藤委員長>

当委員会の審査内容から掲載すべき事項についてどのように取り扱うか。

<菱田委員>

やはり財産取得議案であろう。

<福井委員>

工事費 40 万円未満の小規模災害について、今回初めて補助金の実績が出たので、掲載してはどうか。

<齊藤委員長>

財産取得は前回の買戻しの補正予算の際に掲載した。災害復旧は今回箇所数も多く、掲載すべきと考える。

<馬場委員>

財産取得は本来的には総務の所管と思われるが、金額が大きいため、スペースがあれば掲載すべきと考える。

<齊藤委員長>

以上の意見を踏まえ、掲載事項のまとめについては、正副委員長一任願いたい。次回の委員会で確認願う。＜了＞

～散会 11：54